

平成29年12月
市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

平成29年12月市川市教育委員会 定例会 会議録

- 1 日 時 平成29年12月7日(木) 午後3時開議
- 2 場 所 市川市南八幡仮設庁舎会議室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会議成立の宣言
 - 3 議事日程の決定
 - 4 議案第34号 平成29年度市川市スポーツ推進審議会委員の解嘱及び委嘱について
議案第35号 教育長の兼業について
議案第36号 市川市教育振興審議会委員の委嘱について
議案第37号 教育財産の転用に伴う財産処分について
議案第38号 教育財産の取得の申出について
議案第39号 市川市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について
 - 5 報告第13号 市川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告について
報告第14号 平成29年度市川市一般会計補正予算(第4号)(うち教育費に係る部分)に関する臨時代理の報告について
報告第15号 市川市教育委員会の権限に属する事務の一部の委任及び補助執行の合意に関する臨時代理の報告について
 - 6 その他
 - 7 閉 会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第34号 平成29年度市川市スポーツ推進審議会委員の解嘱及び委嘱について
議案第35号 教育長の兼業について
議案第36号 市川市教育振興審議会委員の委嘱について
議案第37号 教育財産の転用に伴う財産処分について
議案第38号 教育財産の取得の申出について
議案第39号 市川市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

- 2 報告第13号 市川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告について
- 報告第14号 平成29年度市川市一般会計補正予算（第4号）（うち教育費に係る部分）に関する臨時代理の報告について
- 報告第15号 市川市教育委員会の権限に属する事務の一部の委任及び補助執行の合意に関する臨時代理の報告について
- 3 その他
- (1) 市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針の答申について
- (2) 市川市学校施設有効活用基本方針の見直しについて
- (3) 第23回市川市特別支援教育振興大会について

5 出席者

教育長	田中 庸惠
委員	五十嵐 芙美子
委員	平田 信江
委員	平田 史郎
委員	島田 由紀子
委員	大高 究

6 出席職員、職・氏名

教育次長	松下 大海
生涯学習部長	佐野 滋人
生涯学習部次長	伊藤 幸仁
学校教育部長	永田 博彦
学校教育部次長	井上 栄
教育総務課長	板垣 道佳
教育政策課長	根本 泰雄
教育施設課長	湯本 明男
青少年育成課長	野村 良二
社会教育課長	関上 亨
中央図書館長	大里 宗行
考古博物館長	須藤 治
義務教育課長	小倉 貴志
指導課長	吉野 和雅
就学支援課長	六郷 真紀子

保健体育課長	佐藤	伸雄
学校地域連携推進課長	堀江	智
教育センター所長	高井	伸明
スポーツ課長	佐藤	敏和

7 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主 幹	室岡	稔
〃	副主幹	岡田	靖弘
〃	主 任	鈴木	庸代
〃	主 任	大島	裕美
〃	主任主事	加澤	俊

○教育長

ただいまから、平成29年12月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、議案6件、報告3件、その他3件で、お配りいたしました議事日程のとおりでございます。日程に従い議事を進めます。はじめに、「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、平田信江委員、平田史郎委員を指名いたします。続いて、議事の進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、五十嵐芙美子委員を指名いたします。五十嵐委員、よろしくお願いいたします。

○五十嵐委員

それでは、早速「議案」に入ります。議案第34号「平成29年度市川市スポーツ推進審議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

○スポーツ課長

はい、スポーツ課長でございます。議案第34号「平成29年度市川市スポーツ推進審議会委員の解嘱及び委嘱について」説明させていただきます。本審議会の委員につきましては、平成28年11月1日から平成30年10月31日までの2年間で任期として委嘱しております。このたび、任期中の委員について、関係行政機関である千葉県小・中学校体育連盟市川・浦安支部の委員長改選に伴い、辞任願が提出されたことから、現委員の解嘱及び市長が新たに委員を委嘱することに関しまして、ご意見を伺うものであります。新たに委嘱する委員につきましては、本年度に市川市スポーツ振興基本計画の事業計画を作成いたしますことから、本市のスポーツ行政に深く関わる千葉県小・中学校体育連盟市川・浦安支部の委員長を引き続き選任させていただくものでございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○五十嵐委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、何か質疑はございませんか。よろしいでしょうか。それでは、質疑がないようですので、議案第34号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○五十嵐委員

全員挙手ですので、本案は原案のとおり可決いたしました。ありがとうございました。文化スポーツ部におかれましては、このあと会議があると伺っ

ております。どうぞ退席ください。

【文化スポーツ部職員退席】

○五十嵐委員

次に、議案第35号「教育長の兼業について」を議題といたします。議案第35号につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定に基づき、田中教育長には一旦退席をお願いしたいと思います。これにて、暫時休憩といたします。

【暫時休憩 教育長退席】

○五十嵐委員

議事を再開いたします。それでは、議案第35号の提案理由の説明をお願いいたします。

○教育総務課長

はい、教育総務課長です。議案第35号「教育長の兼業について」ご説明いたします。議案の4ページから8ページをご覧ください。このたび、株式会社教育開発研究所から、本市教育委員会田中教育長に対して、新学習指導要領への移行措置期間中における留意点等を解説した書籍である「全面実施につながる 移行措置実践ガイド」の執筆依頼が平成29年11月10日付けでございました。本書籍は、小学校版と中学校版の2巻が発刊予定となっておりますが、そのうち中学校版の2項目が依頼されたもので、原稿料は1項目10,000円となっております。本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第7項に基づき、教育長の兼業につきまして、教育委員会の許可が必要であることから、ご提案するものでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議の程、お願いいたします。

○五十嵐委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、何か質疑はございませんか。よろしいでしょうか。それでは、質疑がないようですので、議案第35号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○五十嵐委員

全員挙手ですので、本案は原案のとおり可決いたしました。ありがとうございました。それでは、田中教育長に入室していただきます。

【教育長再入室】

○五十嵐委員

ただいま審議が終わり、「教育長の兼業について」可決いたしました。次に、議案第36号「市川市教育振興審議会委員の委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

○教育政策課長

はい、教育政策課長です。議案第36号「市川市教育振興審議会委員の委嘱について」ご説明いたします。資料の9ページをご覧ください。本案は、「市川市教育振興審議会条例」第4条により委嘱している「教育振興審議会」の委員の任期が、平成30年1月6日をもって満了いたしますことから、委員10名を委嘱する必要があるため、提案するものでございます。新たな任期は平成30年1月7日から平成32年1月6日の2年間となります。資料の10ページをお願いいたします。第1号委員といたしましては、天笠茂千葉大学特任教授、田中孝一川村学園女子大学教授、渡邊智子千葉県立保健医療大学教授、広瀬由紀植草学園大学准教授の4名、第2号委員といたしましては、黒木政継第一中学校長、池谷佳子新浜幼稚園長の2名、第3号委員といたしましては、晒科里美須和田の丘支援学校保護者、松本浩和真間小学校保護者の2名、第4号委員といたしましては、角谷好枝市川市統括コーディネーター、富家薫塩浜学園学校支援コーディネーターの2名、以上、10名に審議会委員をお願いしようとするものでございます。以上、「市川市教育振興審議会委員の委嘱について」ご説明をさせていただきました。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○五十嵐委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、何か質疑はございませんか。よろしいでしょうか。それでは、質疑がないようですので、議案第36号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○五十嵐委員

全員挙手ですので、本案は原案のとおり可決いたしました。ありがとうございました。次に、議案第37号「教育財産の転用に伴う財産処分について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

○教育施設課長

はい、教育施設課長です。議案第37号「教育財産の転用に伴う財産処分について」ご説明いたします。資料の11ページをお願いいたします。続きまして、大変申し訳ございません、資料の12ページ、13ページをご覧ください。こちらは、平成29年度財産処分する予定の保育クラブ及び財産処分手続き方法の一覧でございます。財産処分とは、国庫補助を受けて整備した学校施設を、当初の補助目的以外の施設として、転用、貸与、譲渡、取り壊し等をする場合に必要とされる、文部科学大臣への承認申請又は報告の手続きとなります。本市の放課後児童健全育成事業の施設として、設置されている保育クラブのうち、国庫補助金等により整備された小学校の余裕教室等を活用している場合は、国庫補助金等に係る財産処分の対象となることから、

順次財産処分を行って参りました。本件は、新たに設置された保育クラブの財産処分を行い、建物の一部を当課から青少年育成課へと転用するものがあります。次に、恐れ入ります、資料の14ページをご覧ください。財産処分の手続きにつきましては、原則として補助金相当額の納付と文部科学大臣の承認が必要となります。しかし、今回対象となる5校全ての保育クラブが、下の欄にあります納付金免除要件の①、③に該当することから、補助金相当額の納付の必要はございません。また、納付金免除要件の①にあたる保育クラブにつきましては、文部科学大臣への報告のみとなります。次に、恐れ入ります、資料の15ページをお願いいたします。こちらは、財産処分手続の概要でございます。中央左側にあります、丸で囲んである箇所は無償から下段が今回の手続きとなります。補助金相当額の納付もなく、文部科学大臣へは承認申請又は報告の手続きとなります。説明は以上でございます。よろしく、ご審議くださいますよう、お願いいたします。

○五十嵐委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、何か質疑はございませんか。よろしいでしょうか。それでは、質疑がないようですので、議案第37号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○五十嵐委員

全員挙手ですので、本案は原案のとおり可決いたしました。ありがとうございました。続きまして、議案第38号「教育財産の取得の申出について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

○教育施設課長

はい、教育施設課長です。資料16ページをお願いいたします。議案第38号「教育財産の取得の申出について」ご説明いたします。恐れ入りますが、17ページをご覧ください。こちらは、教育財産の取得の流れについて、記載したものでございます。本件は、市川市立柏井小学校及び市川市立大野小学校仮設校舎の所有者である、立川ハウス工業株式会社千葉営業所より、建物及びこれに付属する設備等一式を寄附するとの申し出がございました。当該物件は、賃貸借契約により、柏井小学校及び大野小学校が使用しているものであり、市川市の財産として、管理することに支障はないことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項の規定により、市長に対して、教育財産の取得について申し出を行うものであります。今後は、この法令等に基づき、処理を進めてまいります。次に、恐れ入りますが、資料の18ページをご覧ください。こちらは、教育財産の取得についての申し出の案でございます。建物の構造は、軽量鉄骨造2階建て、延床面積は柏井小学校が838.06平方メートル、大野小学校が719.06平方メートルでございます。次に、恐れ入

ります、資料の19ページから25ページになります。このたび寄附の申し出がありました建物の配置図及び平面図となっております。19ページから22ページが大野小学校、23ページから25ページが柏井小学校となっております。説明は以上でございます。よろしく、ご審議くださいますよう、お願いいたします。

○五十嵐委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、何か質疑はございませんか。今後どれくらいの使用年数があるのでしょうか。

○教育施設課長

平成20年5月1日から平成30年の3月31日までの10年間という形になります。

○五十嵐委員

10年経ったら壊すのですか。

○教育施設課長

10年経ってもまだ壊すほどにはなっておりませんので、建物が健全な状態にありますので、寄附を受けてそのまま使用を続けようと思っております。

○五十嵐委員

ここは、普通教室ですよ。

○教育施設課長

大野小学校が、1階がプレイルームと保育クラブが2室です。2階が普通教室3室で計6室となっております。柏井小学校は、1階は普通教室が1室と学習室、会議室、保育クラブが1室、2階が普通教室が2室と第2図書室1室、図書準備室含めて、計8室となっております。

○五十嵐委員

ありがとうございました。それでは、質疑がないようですので議案第38号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○五十嵐委員

全員挙手ですので、本案は原案のとおり可決いたしました。ありがとうございました。次に、議案第39号「市川市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

○社会教育課長

はい、社会教育課長です。議案資料26ページから32ページにございます、議案第39号「市川市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について」ご説明いたします。はじめに、議案資料の差し替えをお願いいたします。右上に「差し替え」と書かれたA4サイズ1枚の「市川市公民館使用許

可申請書」をお手元に置かせていただきました。備考欄5の文言の修正をさせていただきます。恐れ入りますが、議案資料31ページのものとの差し替えをお願いいたします。それでは、条例施行規則の改正内容からご説明いたします。27ページをお願いいたします。改正点は大きく3つございます。1つ目は、規則に第1条の2を追加し、使用時間の単位を変更いたします。「発表会の前に30分だけ公民館を使用して調整したい」とか、「散歩の中継地点として30分だけ部屋を借りて休憩したい」など、様々なユーザーニーズに対応できるように、最短の使用時間を従来の1時間から30分に変更するものです。2つ目は、公民館の部屋の面積を2分の1でも使用できるようにするものです。平成29年9月市議会定例会におきまして「市川市使用料条例の一部を改正する条例」が可決され、公の施設の使用許可の面積が2分の1又は4分の1の単位である場合の使用料の額が設定されました。これを踏まえ、公民館の部屋の面積の2分の1使用を可能とするように規則に規定するものです。2分の1の面積での使用が可能となる部屋は、中段以降に記載されている西部公民館の体育館をはじめとする5部屋です。これらは公民館施設の中でも面積が広く使用料が高いことから、少人数で使用する場合は一人あたりの使用料負担が大きく、分割使用を希望する利用者の声が多かったものです。なお、面積2分の1で使用した際の使用料は通常の2分の1となります。3つ目は、様式の改正でございます。様式は31ページと32ページでございます。はじめに差し替えをお願いいたしました使用許可申請書の備考欄に2分の1使用に関する文言を追加するなど、所要の改正を行うものです。28ページをお願いいたします。最後に施行期日でございます。分割使用を平成30年4月1日の公民館利用分から開始するため、同日をこの規則の施行期日といたします。ただし、4月1日に公民館を使用する場合の予約開始日は本年12月24日となりますことから、申請に使用する様式と貸出時間単位の変更にしましては、規則公布の日から施行するものといたします。説明は以上でございます。よろしくご審議の程、お願いいたします。

○五十嵐委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、何か質疑はございませんか。よろしいでしょうか。それでは、質疑がないようですので、議案第39号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○五十嵐委員

全員挙手ですので、本案は原案のとおり可決いたしました。ありがとうございました。次に「報告」に入ります。報告第13号「市川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告について」の説明をお願いいたします。

○教育総務課長

はい、教育総務課長です。報告第13号、「市川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告について」ご説明いたします。議案の33ページから35ページをご覧ください。条例の改正にあたり、教育に関係する事務について定める条例につきましては、市長からの意見聴取に対し、教育委員会の意見を申し出る必要がございますが、会議を招集する時間的余裕がなかったことから、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、本条例案の内容には異議ないものとして、教育長が臨時代理いたしましたので、同条第2項の規定により、ご報告いたします。続きまして、36ページ、37ページをご覧ください。本条例案につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び人事院規則の改正を踏まえた改正となります。改正の内容は、非常勤職員の育児休業期間について、これまで最長で子が1歳6か月に達する日までとされていたところ、特に必要と認められる場合には2歳に達する日まで取得可能となったほか、所要の改正を行うものです。施行期日につきましては、法律等が既に施行済みであることから、この条例を速やかに施行させる必要があるため、公布の日とするものでございます。説明は以上でございます。

○五十嵐委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、何か質疑はございませんか。よろしいでしょうか。それでは、質疑がないようですので、報告第13号を終了いたします。続きまして、報告第14号「平成29年度市川市一般会計補正予算（第4号）（うち教育費に係る部分）に関する臨時代理の報告について」の説明をお願いいたします。

○教育総務課長

はい、教育総務課長です。報告第14号、「平成29年度市川市一般会計補正予算（第4号）（うち教育費に係る部分）に関する臨時代理の報告」について、ご説明いたします。議案の39ページから41ページをお願いいたします。「平成29年度市川市一般会計補正予算」を12月市議会定例会に提出するにあたり、教育費に係る予算については、市長からの意見聴取に対して、教育委員会の意見を申し出る必要がありますが、報告第13号と同様に市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、本補正予算の内容には異議ないものとして、教育長が臨時代理いたしましたので、同条第2項の規定により、ご報告いたします。42ページをご覧ください。はじめに、「1. 歳入歳出予算補正」の「歳入」について、ご説明いたします。まず、（第13款）国庫支出金、（第2項）国庫補助金、（第6目）教育費国庫補助金、（第4節）社会教育費国庫補助金でございます。平成30年4月1日に設置する放課後保育クラブの施設修繕及び備品購入にかかる費用について、本補正予算にて要求することに伴い、財源となる国庫補

助金である「子ども・子育て支援交付金」について、2,000万円の増額をお願いするものです。(第14款) 県支出金、(第2項) 県補助金、(第7目) 教育費県補助金、(第5節) 社会教育費県補助金につきましても、同様の理由により、2,000万円の増額をお願いするものです。なお、今回の補正により、補正後の教育費に係る歳入全体の合計額は、16億2,515万9,000円となります。続きまして、「歳出」についてご説明いたします。(第2項) 小学校費、(第2目) 教育振興費、(第13節) 委託料の「宇宙交信公開観覧イベント委託料」でございます。稲荷木小学校卒業生である金井宇宙飛行士との交信イベントが東邦大学付属中学校・高等学校にて行われることが予定されております。その交信イベントのパブリックビューイングを稲荷木小にて開催する予定で、その委託料として300万円の増額をお願いするものです。続きまして、(第20節) 扶助費「保護児童生徒援助費」でございます。こちらは、小学校の就学援助支給額が当初の見込みを上回ることから、250万円の増額をお願いするものです。続きまして、(第7項) 社会教育費、(第8目) 青少年育成費、(第11節) 需用費の「施設修繕料」でございます。こちらは、歳入でご説明いたしました、放課後保育クラブを設置するため、余裕教室などの修繕料として、5,000万円の増額をお願いするものでございます。また、(第18節) 備品購入費の「事業用機械器具費」につきましても、「施設修繕料」と同様に、放課後保育クラブの設置に伴って必要な机・椅子・ロッカー・エアコンなどの購入費として、1,300万円の増額をお願いするものでございます。以上、歳出につきましては、合計で、6,850万円の増額をお願いするもので、今回の補正により、補正後の教育費の合計額は、119億8,558万1,000円となります。続きまして、「2. 債務負担行為補正」です。「学校保健定期健康診断委託費」につきましては、平成30年度の幼稚園・小学校・中学校の健康診断を4月当初から実施するため、平成29年度中に委託業者を決定し、契約を締結する必要がございます。このことから、本補正予算において、2,600万円の債務負担行為設定をお願いするものでございます。説明は以上でございます。なお、質疑については、各担当課長から答弁いたします。

○五十嵐委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、何か質疑はございませんか。よろしいでしょうか。それでは、質疑がないようですので、報告第14号を終了いたします。次に、報告第15号「市川市教育委員会の権限に属する事務の一部の委任及び補助執行の合意に関する臨時代理の報告について」の説明をお願いいたします。

○教育政策課長

はい、教育政策課長です。報告第15号「市川市教育委員会の権限に属する事務の一部の委任及び補助執行の合意に関する臨時代理の報告について」ご説明いたします。資料43ページをお願いいたします。公立幼稚園の管理

運営に関する事務を市長部局に移管することについて、本年10月定例教育委員会の議決をいただき、市長に協議申し入れを行ないました。資料44ページをお願いいたします。平成29年11月27日付けで市長から承諾をいただき、資料46ページをお願いいたします。資料46ページから48ページの合意書の締結につきまして、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、平成29年11月28日に教育長が臨時に代理し、平成29年11月30日付けで合意書を取り交わしましたのでご報告させていただきます。なお、市長部局への事務移管は平成30年4月1日からとなります。また、これにより、今後は、委任規則の制定と補助執行規則の改正等を行う予定で事務を進めております。説明は以上でございます。

○五十嵐委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、何か質疑はございませんか。よろしいでしょうか。それでは、質疑がないようですので、報告第15号を終了いたします。

○五十嵐委員

続きまして、「その他」に入ります。「(1)市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針の答申について」の説明をお願いいたします。

○教育政策課長

はい、教育政策課長です。その他(1)「市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針の答申について」ご報告させていただきます。平成28年7月に教育振興審議会に対し「市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針について」諮問し、その後、計8回の審議を経て、平成29年11月1日に答申がありましたので、ご報告いたします。内容につきましては、資料49ページから53ページまでの答申書の写しとなります。1.はじめに、審議会が教育委員会から諮問を受け、答申に至るまでの経緯についてでございます。市川市においては、規模の違う学校が併存する状況にあり、今後の少子化の進展により、学校が過度に小規模化することによる教育条件への影響が懸念されております。これからの児童生徒の教育条件をより良いものにし、生きる力を育むことのできる学校教育を保障するためには、将来的な視野に立った学校規模の適正化に係る検討が必要なため、教育委員会より審議会に対して意見を求め、審議を重ねていただいたものです。次に2として、市川市の教育理念「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」に基づき、方針策定の審議にあたっては、「地域コミュニティ」並びに「小中学校の連続性」の2つの視点を方針策定の基本的な考え方としたという内容となっております。そして、適正規模の方針についてまとめたものが、50ページの3. 適正規模の方針についてです。国の法令上の標準である12学級以上18学級以下の学校規模を「適正規模」とすることの妥当性を中心に、規模によって生じる課題の視

点、これからの教育の方向性の視点、教職員の体制の視点に基づき議論を進めた結果、市川市における小学校・中学校の適正規模は、12学級以上18学級以下とされたものです。そして、次の51ページ、4は適正配置の方針についてです。主な内容ですが、(2)で、通学区域に対する考え方として、通学区域は地域コミュニティや小中学校の連続性の視点から、安全性の確保に留意しつつ、できる限り、小学校・中学校の通学区域の一致を図るよう検討していくこと。その際は、通学区域の過去の決定経緯や、自治会や福祉・防災等の行政区分との関係性にも留意すること。さらに、指定校変更制度のあり方についても併せて検討することとされています。(3)は、適正規模を下回る学校の適正配置の方策は、通学区域の見直し、学校統合、義務教育学校の設置3つが考えられ、比較による優位な方策を選択し、必要に応じ複合的に行うこととされました。その際は、原則として中学校ブロックを単位として総合的に進めるものとされています。(4)は、適正配置の検討を行う学校は、平成42年度までの通学区域内の児童生徒数が適正規模を下回る学校とすること。適正規模を上回る学校については、将来的には適正規模の範囲に大部分が移行することを踏まえた学校運営上の対応を検討すること。特別支援学級の設置については、今後、特別支援学校との連携も含め、別に検討を進めることといった内容となっております。(5)は、適正配置の実施時期についてとなります。小規模校化の影響が顕著になると考えられる、小学校では6学級以下、中学校では9学級以下の学級数になるまでに完了することとされています。また、適正配置の実施にあたりまして、地域コミュニティの視点から、学校運営協議会等を活用し、保護者・地域住民等に丁寧な説明を行い、相互の理解を深めていくこと。義務教育学校の設置等の施設整備が必要となる適正配置は、校舎の築年数等も考慮しながら実施していくこととまとめられているものです。最後に、5では、児童生徒数の増減やまちづくりの方針、社会情勢の変化等に対応するため、方針については必要に応じて見直しを行うこととされたものです。この答申に基づき、適正規模・適正配置に関する方針及び、総合管理計画における学校施設個別計画を策定する予定をしておりますが、市全体の個別計画の時期などについては、現在不透明な状況にもなっておりますことから、適宜、事務局側で進め、策定方針等がまとまりましたら、改めて委員の皆様にご審議いただきたいと思いますと思っております。説明は以上でございます。

○五十嵐委員

ありがとうございました。何かご質問等ございますでしょうか。続きまして、「(2)市川市学校施設有効活用基本方針の見直しについて」の説明をお願いいたします。

○教育政策課長

はい、教育政策課長です。その他(2)「市川市学校施設有効活用基本方針の見直しについて」ご説明させていただきます。資料はお手元の「別冊2」

になります。市川市学校施設有効活用基本方針は、市川市教育委員会が平成17年10月に策定し、必要な教室数の基準や余裕教室の転用の基準など、余裕教室を有効に活用するための指針を示してまいりました。平成28年3月に策定された市川市公共施設等総合管理計画や、現在策定を進めております適正規模・適正配置に関する方針などとの関連で、平成28年度からこの方針の見直しを進めてまいりましたが、先月、まとさせていただきましましたので、ご報告するものです。主な改正内容は2点です。1点目が「必要教室数の基準」、2点目が「余裕教室の転用の進め方」となります。1点目の「必要教室数の基準」につきましては、別冊の8ページをご覧ください。8ページは小学校の基準です。タテ列には、小学校にある教室用途を、ヨコ列には、各小学校の通常学級の数を示しており、学校規模を4つに区分しております。本市では、12学級から18学級を適正規模としておりますので、その場合は理科室が1室、音楽室が1室、それぞれに必要な教室数を明示し、確保してまいります。また、将来推計と組み合わせることで、建て替えに当たっても、必要な教室の確保を図ってまいります。なお、必要教室以外は、余裕教室として位置付けし、余裕教室は、特別支援学級など学校教育に活用するほか、放課後保育クラブなど地域が抱える課題の解決に積極的に活用したいと考えております。そして2つ目の「余裕教室の転用の進め方」については、冊子の4ページ(1)をご覧ください。余裕教室の転用に当たりましては、今後は教育委員会事務局の学校施設管理担当部署、現在の教育施設課を中心として、学校長や関係部署と連絡調整を図りながら、余裕教室を使用したい事業部署と協議を行う体制といたします。また、次の「(2) 優先用途比較の実施」をご覧ください。余裕教室を使いたいという要望が複数寄せられるなど、限られた数の余裕教室をどの用途に充てるかについて調整が必要な場合は、「学校関係の用に供する事由」と「複合化を希望する課題解決の事由」を比較検討し、政策の軽重を判断いたします。これを「優先用途比較」といいます。この優先用途比較を行った結果を踏まえ、最も優先すべき用途に余裕教室を充てることとするものです。また、優先用途比較の際、地域が抱える課題解決のための用途を優先させるべき特段の事情がある場合は、余裕教室だけでなく、一部の多目的教室などに限って転用することができるものとします。なお、優先用途比較は、政策的な判断を伴いますことから、学校施設の有効活用を任務の1つとする市川市立学校教育環境整備庁内検討会で行うこととしております。最後に、4ページ、図表2をご覧ください。市川市公共施設等総合管理計画でも示されておりますように、将来的な年少人口の減少によって、既存の学校施設には余裕教室が増加していくことが見込まれています。建て替え時期が到来した学校は、児童生徒数に見合ったダウンサイジングが行われますが、それまでの間は、学校教育目的以外に転用して施設を複合化するなど、積極的に活用していくことが求められておりま

す。ただし、1ページの方針策定の趣旨にありますように、学校施設は、学校教育のために使用することが基本となっておりますので、学校教育に支障がない範囲内で活用し、また、学校教育目的以外に教室を転用する場合であっても、学校の安全や良好な学習環境を維持することが前提となることを踏まえて、学校施設を有効に活用していきたいと考えているものです。報告は以上でございます。

○五十嵐委員

ありがとうございました。続きまして、「(3) 第23回市川市特別支援教育振興大会について」の説明をお願いいたします。

○指導課長

はい、指導課長です。第23回市川市特別支援教育振興大会についてお知らせいたします。資料の53ページ、その他(3)をご覧ください。本大会は、市川市特別支援教育研究連盟、市川市特別支援学級設置校校長会、市川市教育委員会の共催により、2年に一度、隔年で開催しているものでございます。目的といたしましては、市内の保護者や一般市民に対し、市川市の特別支援教育について、また障害のある子どもたちについて理解を深め、本教育の振興とその充実・改善を図ることとでございます。内容につきましては、市川市の特別支援教育についての基調報告、中学校特別支援学級生徒による学習発表、記念講演を予定しております。講演のテーマは、「発達障害をもつ子どもの家族とレジリエンス」です。医療法人弘徳会愛光病院精神科専門医中野三津子氏から、発達障害の子どもたちとその家族に向けて、逆境に負けない心やそれを育てるためのことばの力、などについてお話をさせていただく予定となっております。以上でございます。

○五十嵐委員

ありがとうございました。それでは、教育長お願いいたします。

○教育長

これもちまして、平成29年12月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後3時43分閉会)